

人事委員会 規則番号	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会 規則第1号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和2年1月30日
人事委員会 規則第2号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和2年3月30日

さいたま市人事委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
市長事務部局	(1)・(2) [略] (3) 所長（第3類事業所の長及び市民の窓口の所長を除く。） 、場長、東京事務所及び患者支援センターの副所長並びに大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館の副館長 (4)～(20) [略]	市長事務部局	(1)・(2) [略] (3) 所長（第3類事業所の長及び市民の窓口の所長を除く。） 、場長、東京事務所及び患者支援センターの副所長並びに大宮盆栽美術館の副館長 (4)～(20) [略]
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この規則は、令和2年2月22日から施行する。

## さいたま市人事委員会規則第2号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係） (1) 行政職給料表職務分類表		別表第1（第3条関係） (1) 行政職給料表職務分類表	
職務 の級	職務	職務 の級	職務
[略]		[略]	
5級	(1)～(6) [略] (7) <u>北部児童相談所又は南部児童 相談所の所長の職務</u> (8) [略]	5級	(1)～(6) [略] (7) <u>児童相談所の所長の職務</u> (8) [略]
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	
(2)～(5) [略]		(2)～(5) [略]	

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。